

様式 15－3

令和 7 年 10 月

主治医 様

三原市教育委員会教育長
(教育振興課)
(学校給食課)
(学校教育課)

「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表等」の記載のお願い

園では、アレルギー疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎）のある児童等が、より安全に安心して園生活を送ることができるよう、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（文部科学省）及び「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）に基づき、特別な配慮・管理などの取組を行います。

具体的な対応としては、医師が記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき内容を決定し、取組を進めてまいります。

つきましては、下記注意事項をご参照の上、記載いただきますようお願いいたします。

なお、食物アレルギーがあり、園生活において配慮・管理が必要な場合には、「食物アレルギー指示書」の記載も併せてお願いいたします。

【注意事項】

- 「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（以下「指導表」という。）は、園生活において、園が配慮・管理を行う必要があると医師が判断した場合についてのみ、園に提出していただくものです。

アレルギー疾患があっても、医師が「特段の配慮・管理は必要ない」と判断した場合は、記載の必要はありませんので、その旨を保護者にご説明くださるようお願いいたします。

- 指導表は、大きな変化がない場合、1年間（食物アレルギーは次回受診月まで）使用しますので、現在の状況及び1年間（食物アレルギーは次回受診予定月まで）の期間を通じて予測される状況を記載してください。
- 必要に応じて、保護者が園に指導表を提出した後に、園での取組について、ご相談させていただく場合もありますので、よろしくお願いいたします。
- 児童等のアレルギー疾患が改善され、取組が不要になったと医師が判断した場合や取組を中止する場合も、医師の作成した指導表が必要となりますので、ご協力をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

食物アレルギーでの給食の対応について	三原市教育委員会	学校給食課	0848-68-0149
食物アレルギー以外での対応について	三原市教育委員会	学校教育課	0848-67-6154